

令和8年度 研修実施計画

番号	研修の名称	研修の必要性	主な内容	対象者	計画人員(人)			実施時期(月/日)	日数(日)	実施課等	備考
					計	民	国				
1	森林計画(計画策定)	森林の適正な利用及び整備に向けた森林計画制度の適切な運用を図るため、民有林の森林計画制度に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、森林計画に関する実務ができる者を育成する。	民有林の森林計画制度 森林計画制度における民国連携	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者)等	35	28	7	7/28 ~ 7/30	3	本所	
2	森林計画(情報処理)	森林の適正な利用及び整備に向けた森林計画制度の適切な運用を図るため、地理情報システム(GIS)に関する基礎的な知識及び森林情報の解析技術を習得させ、森林計画に関する実務においてGISを用いた基本的な処理ができる技術者を育成する。	GIS、リモートセンシングの基本 森林情報の解析(QGISの基本操作・演習)	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね2年以上の者)等	25	20	5	12/1 ~ 12/4	4	本所	
3	森林施業・管理(森林立地環境)	森林の多面的機能の発揮を重視し、目標林型に応じた森林の管理経営を行うため、森林土壌や多様な森林施業等に関する知識及び技術を習得させ、立地環境に適した森林づくりや森林施業技術を的確に指導できる技術者を育成する。	立地環境と森林管理(土壌の調査手法を含む。) 森林の多面的機能発揮のための森林施業 目標林型に誘導するための森林施業	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね2年以上の者)、森林総合監理士等	25	18	7	8/24 ~ 8/28	5	本所	山梨県※ 【森林総合監理士 フォローアップ研修】
4	森林施業・管理(生物多様性保全)	地域の自然的・社会的状況に応じた実効性のある生物多様性保全を図るため、生物多様性保全の知識及び生物多様性保全に配慮した森林施業を実行する際の留意点等を習得させ、生物多様性保全についての的確に指導できる者を育成する。	生物多様性をめぐる動き 森林生態系と生物多様性 生物の多様性を豊かにする森林管理	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等	21	14	7	11/9 ~ 11/13	5	本所	【森林総合監理士 フォローアップ研修】
5	里山広葉樹利活用推進	地域における里山広葉樹の再生に向けてその利活用を推進するため、里山広葉樹林の現状や広葉樹の需給動向等の基本的な情報、広葉樹材の再生に向けた利活用の取組事例、需要者側のニーズ変化等の知識を習得させ、里山広葉樹のサプライチェーン構築に向けた活動や関係者への支援を行える者を育成する。	里山広葉樹の現状と課題 広葉樹の需給動向 地域の取組事例 需要者目線の里山広葉樹材の利活用	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、林業・木材産業関連事業者、森林総合監理士等	108	94	14	10/14 ~ 10/16	3	本所	オンライン 【森林総合監理士 フォローアップ研修】
6	特用林産	山村地域の重要な収入源、就業機会の確保等に資する特用林産の振興を図るため、生産技術や特用林産物を活用した地域振興など特用林産物の生産・流通、食の安全確保等に関する知識及び技術を習得させ、地域における特用林産の普及指導ができる者を育成する。	特用林産物に関する知識、生産技術 安全な特用林産物の供給 特用林産物を活用した地域振興の取組	地方公共団体職員等	20	20	0	10/26 ~ 10/30	5	本所	山梨県※
7	森林整備	森林整備事業等の効果的な推進を図るため、林業イノベーションの推進等による新たな取組、継続的に利用できる路網整備等についての知識及び技術を習得させ、森林整備事業等の適切な運用や林業事業者等に対する適切な指導ができる技術者を育成する。	森林整備事業の概要 林業イノベーションの推進等による新たな取組 先進的な造林事業者の経営と取組 継続的に利用できる路網整備	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(初任者レベルの者)等	35	28	7	5/19 ~ 5/22	4	本所	
8	林道技術者育成(講義)	林道事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を図るため、設計監理、設計・積算、施工管理、災害復旧、事業評価制度等の知識及び技術を習得させ、林道業務の実務ができる技術者を育成する。	林道整備の基本事項 林道の計画・調査・測量・設計に係る基本事項 林道災害復旧 林道の適正施工 事業評価制度の概要	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者、又は通信研修(治山・林道)を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・土木担当者)等	75	54	21	5/19 ~ 5/22	4	本所	オンライン
9	林道技術者育成(実習) 1	林道事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を図るため、現地実習等を通じて機器の取扱い、林道の路線選定・設計等の知識及び技術を習得させ、林道業務の実務ができる技術者を育成する。	林道の計画・調査・測量・設計に係る基本的な現場実務(実習・演習)	令和8年度林道技術者育成(講義)研修修了予定(見込み)者等	25	18	7	5/25 ~ 5/29	5	本所	
10	林道技術者育成(実習) 2	林道事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を図るため、現地実習等を通じて機器の取扱い、林道の路線選定・設計等の知識及び技術を習得させ、林道業務の実務ができる技術者を育成する。	林道の計画・調査・測量・設計に係る基本的な現場実務(実習・演習)	令和8年度林道技術者育成(講義)研修修了予定(見込み)者等	25	18	7	6/15 ~ 6/19	5	本所	
11	林道技術者育成(実習) 3	林道事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を図るため、現地実習等を通じて機器の取扱い、林道の路線選定・設計等の知識及び技術を習得させ、林道業務の実務ができる技術者を育成する。	林道の計画・調査・測量・設計に係る基本的な現場実務(実習・演習)	令和8年度林道技術者育成(講義)研修修了予定(見込み)者等	25	18	7	7/6 ~ 7/10	5	本所	
12	路網(林道、森林作業道)計画	林業の成長産業化に向け、林道路網の計画、計画作成の技術的課題及び路網計画に関する現地検討等を通じて、森林施業地から木材市場までを視野に入れた林道計画の構想及びそれぞれの役割に応じた林道の線形等の設計について指導できる技術者を育成する。	林道路網の計画 路網計画に関する現地実習等	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(初任者レベルの者を除く。)、森林総合監理士等	25	18	7	11/5 ~ 11/6 11/9 ~ 11/13	2 5	本所	オンラインと集合のうちのオンライン オンラインと集合のうちの集合 【森林総合監理士 フォローアップ研修】
13	林道施設点検等(長寿命化対策)実務	林道施設の点検・診断を担当する技術者の技術力向上を図るため、現地実習等を通じた損傷程度の評価、対策区分の判定、健全性の評価等の知識及び技術を習得させ、施設点検の実務の指導ができる技術者を育成する。	林道施設点検に関する知識・技術の概要 林道施設点検の現場実務	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以上の者)等	27	20	7	10/20 ~ 10/23	4	本所	
14	森林作業道作設指導者・監督者育成	森林作業道の適切な作設に資するため、路体・路面の盛土の施工・締固め方法、排水方法など基礎的な技術を習得させ、森林作業道作設工事において的確な技術指導・管理監督ができる者を育成する。	森林作業道の作設方法と施工管理 路体構造調査 作設路線の評価	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等	27	20	7	9/28 ~ 10/2	5	本所	【森林総合監理士 フォローアップ研修】
15	治山(基礎) 1	治山事業を担う技術者の技術力向上を図るため、治山事業の概要や近年の山地災害の特徴、治山施設の見学等を通じて治山事業の現状等に関する知識を得るとともに、治山業務実施に当たって重要な対象地域の荒廃状況を把握する手段の一つである地形判読について、その一般的な知識と基本技術を習得させ、治山業務の実務を遂行できる技術者を育成する。	治山事業の概要 治山事業の実務(工法、事業評価、長寿命化対策、積算、設計) 調査・計画(地形判読等) 災害及び保安林の基礎	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者、又は通信研修(治山・林道)を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・林道担当者)等	35	23	12	5/11 ~ 5/15	5	本所	

番号	研修の名称	研修の必要性	主な内容	対象者	計画人員(人)			実施時期 (月/日)	日数 (日)	実施課等	備考
					計	民	国				
16	治山(基礎) 2	治山事業を担う技術者の技術力向上を図るため、治山事業の概要や近年の山地災害の特徴、治山施設の見学等を通じて治山事業の現状等に関する知識を得るとともに、治山業務実施に当たって重要な対象地域の荒廃状況を把握する手段の一つである地形判読について、その一般的な知識と基本技術を習得させ、治山業務の実務を遂行できる技術者を育成する。	治山事業の概要 治山事業の実務(工法、事業評価、長寿命化対策、積算、設計) 調査・計画(地形判読等) 災害及び保安林の基礎	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者、又は通信研修(治山・林道)を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・林道担当者)等	35	23	12	6/8 ~ 6/12	5	本所	
17	治山(設計) 1	治山事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を図るため、調査・測量・設計の現地実習等を通じ、自ら設計もできる技術者を育成する。	治山事業の概要 治山調査・測量・設計の実践	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね2年以上5年以下の者で、治山(基礎)研修を修了した者、又は治山(基礎)研修修了者と同等の知識を有する者)等	25	18	7	8/31 ~ 9/11	12	本所	
18	治山(設計) 2	治山事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を図るため、調査・測量・設計の現地実習等を通じ、自ら設計もできる技術者を育成する。	治山事業の概要 治山調査・測量・設計の実践	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね2年以上5年以下の者で、治山(基礎)研修を修了した者、又は治山(基礎)研修修了者と同等の知識を有する者)等	25	18	7	9/28 ~ 10/9	12	本所	
19	治山(地すべり)	円滑な地すべり防止事業の推進のため、地すべり防止事業の調査、計画、設計、施工等に関する知識及び技術を習得させ、地すべり防止業務の実務を遂行できる者を育成する。	地すべり防止事業を取り巻く新たな動き 治山(地すべり関連)の先進的知識・技術 地すべり防止技術向上のための専門的技術 調査、計画、設計等の実務	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以上の者)等	30	20	10	10/26 ~ 10/30	5	本所	
20	治山(災害復旧)	治山に関する災害復旧事業を担う技術者の技術力向上を図るため、近年の山地災害の特徴、災害復旧工法等を通じて災害復旧等事業の現状等に関する知識を得るとともに、災害復旧実習を通じてその技術を習得させ、災害業務の実務を遂行できる技術者を育成する。	近年の山地災害の現状(治山) 施設災害復旧事業の概要(再調査(残事業調査)) 災害関連事業の概要・実習 立会官講義	都道府県職員(治山(基礎)研修又は治山(地すべり)研修を修了した者、あるいは治山(基礎)研修又は治山(地すべり)研修修了者と同等の知識を有する者)	30	30	0	1/26 ~ 1/29	4	本所	
21	森林土木(ICT活用)	治山・林道事業の実務を担う技術者の技術力の向上を図るため、ICTに係る基本的な知識及び技術を習得・向上させ、ICT技術を用いた計画策定の演習等を通じ、治山・林道事業の計画をなお一層効率的に策定できる技術者を育成する。	森林土木(ICT活用)の先進的知識・技術 ICT技術を活用した計画策定等の実務の習得	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(治山(基礎)研修又は林道技術者育成研修を修了した者、あるいは治山(基礎)研修又は林道技術者育成研修修了者と同等の知識を有する者)等	35	25	10	12/14 ~ 12/18	5	本所	
22	保安林及び林地開発許可	保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図るため、両制度に係る基本的な知識及び技術を習得・向上させ、保安林の指定・解除、林地開発許可等の業務を適切に実施できる者を育成する。	保安林・林地開発許可制度 保安林業務 林地開発許可業務	地方公共団体職員(都道府県及び条例に基づく権限移譲を受けた市町村の職員)、森林管理局・署等職員(初任者レベルの者)等	108	94	14	6/16 ~ 6/19	4	本所	オンライン
23	盛土規制法の実務	地方自治体による盛土規制法の円滑・適正な運用を図るため、制度の概要のほか、基礎調査や区域指定、許可・検査、違反是正等に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、盛土規制法に関する実務を的確に遂行できる者を育成する。	盛土規制法制度の概要 基礎調査(規制区域指定、既存盛土等調査) 許可・検査(技術的基準等) 不法・危険盛土等への対策	地方公共団体職員(都道府県、指定都市、中核市等の職員)及び森林管理局・署等職員	136	129	7	8/3 ~ 8/5	3	本所	オンライン
24	森林保護管理(病虫害)	松くい虫被害やナラ枯れ被害等に対する森林保護施策推進のため、被害のメカニズムや被害対策等の知識及び技術を習得させ、的確で効果的な防除施策を実施できる技術者を育成する。	森林保護行政の現状と課題 森林病虫害の現状と防除対策	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等	32	25	7	6/30 ~ 7/3	4	本所	
25	森林保護管理(獣害)	シカやクマ等による森林被害を軽減させ、森林・林業の再生に向けた森林整備を着実に実行していくため、被害状況、加害動物の生態、安全な鳥獣被害対策の実施、保護管理等についての知識及び技術を習得させ、戦略的な被害対策を企画できる技術者を育成する。	森林保護行政の現状と課題 獣害被害対策の取組及び手法	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等	30	20	10	9/15 ~ 9/18	4	本所	【森林総合監理士 フォローアップ研修】
26	森林総合監理士育成 (基礎)	グリーン成長に向け地域の森林の適正な管理及び森林資源の持続的な利用を一層推進するため、森林・林業に関する広範囲な知識及び技術を習得させ、市町村森林整備計画の作成や実行監視、市町村が行う集積・集約化等への指導・支援等を適切に実施できる森林総合監理士を育成する。	森林総合監理士の果たすべき役割 森林・林業の構想と市町村森林整備計画 循環的な木材生産	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、林業事業体職員等	90	60	30	6/23 ~ 6/26	4	本所	オンライン
27	森林総合監理士育成 (実践)	グリーン成長に向け地域の森林の適正な管理及び森林資源の持続的な利用を一層推進するため、森林の有する多面的機能の持続的発揮と生態系に即した多様な森づくりを基本とした、目標林型及び施業方法の選択に関する知識及び技術を実践的手法で習得させ、地域の実情に配慮した市町村森林整備計画の作成や実行監視、市町村が行う集積・集約化等への指導・支援等を適切に実施できる森林総合監理士を育成する。	森づくりの構想と森林施業演習	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、林業事業体職員等	90	60	30	9/1 ~ 9/3	3	本所	オンライン
28	林業金融実務・税制	林業経営者等が行う経営の安定化・拡大・改善等の取組を支援し、意欲と能力のある林業者等を育成・確保することで、林業成長産業化を図るため、林業の金融制度及び税制に係る専門的な知識を習得させ、林業金融・税制の業務全般を適切に行える者を育成する。	林業金融制度の意義と実際 林業税制の意義と実際	地方公共団体職員	24	24	0	7/14 ~ 7/17	4	本所	
29	森林組合指導担当基礎	森林組合を適切に指導するため、森林組合の現状と課題、森林組合の経営状況の見方、コンプライアンス等に関する森林組合指導に当たっての幅広い知識及び実践的な能力を習得させ、森林組合指導の実務を的確に遂行できる者を育成する。	森林組合の現状と課題(森林組合法の解説を含む。) 森林組合の経営状況の見方 コンプライアンスの確立	都道府県の森林組合指導担当職員等	35	35	0	6/2 ~ 6/5	4	本所	
30	チェーンソー伐木造材 (基礎) 1	安全な伐木等作業を推進するため、チェーンソーの取扱方法や安全対策、健康障害防止対策といった伐木等作業に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	伐木等作業に関する知識及び技術 チェーンソー等に関する知識及び技術 関係法令等 伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等	12	8	4	6/8 ~ 6/12	5	林業機械化 センター	

番号	研修の名称	研修の必要性	主な内容	対象者	計画人員(人)			実施時期 (月/日)	日数 (日)	実施課等	備考
					計	民	国				
31	チェーンソー伐木造材 (基礎) 2	安全な伐木等作業を推進するため、チェーンソーの取扱方法や安全対策、健康障害防止対策といった伐木等作業に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	伐木等作業に関する知識及び技術 チェーンソー等に関する知識及び技術 関係法令等 伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等	12	8	4	7/13 ~ 7/17	5	林業機械化センター	
32	チェーンソー伐木造材 (基礎) 3	安全な伐木等作業を推進するため、チェーンソーの取扱方法や安全対策、健康障害防止対策といった伐木等作業に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	伐木等作業に関する知識及び技術 チェーンソー等に関する知識及び技術 関係法令等 伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等	12	8	4	11/30 ~ 12/4	5	林業機械化センター	
33	チェーンソー伐木造材 (スキルアップ)	安全な伐木等作業を推進するため、困難木の伐倒や災害事例研究といった伐木等作業に関する高度な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	伐木作業の原理・原則 チェーンソーの特徴と保守管理、健康管理 伐木等作業の特徴と作業の安全 災害事例及び関係法令 チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育(令和3年3月17日付け基発0317第2号)	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等 (「伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)」修了者)	12	8	4	6/15 ~ 6/19	5	林業機械化センター	
34	チェーンソー伐木造材 (安全指導)	安全な伐木等作業を推進するため、伐木等作業に関する安全対策に必要な知識及び技術のさらなる向上を図り、加えてリスクアセスメントを実践する能力を養成することにより、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	伐木等作業の法整備の背景・経緯 伐木等作業の特徴と作業の安全 伐木等作業における安全指導の方法 伐木等作業における安全指導の在り方	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等 (「伐木等の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第8号)」修了者)	12	8	4	6/29 ~ 7/3	5	林業機械化センター	
35	車両系木材伐出機械 (女性担当者)	車両系木材伐出機械等による作業における女性の活躍を推進するため、基本操作の実習等を通して、機械の特性や安全な作業方法及び作業システムに関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械の特性と安全対策 車両系木材伐出機械の安全な作業方法 車両系木材伐出機械の普及指導のポイント	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等のうち女性職員	12	8	4	9/7 ~ 9/11	5	林業機械化センター	
36	車両系木材伐出機械 (基礎) 1	車両系木材伐出機械等による安全な作業を推進するため、基本操作の実習等を通して、機械の特性や安全な作業方法及び作業システムに関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械の特性と安全対策 車両系木材伐出機械の安全な作業方法 車両系木材伐出機械の普及指導のポイント	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等	12	8	4	9/14 ~ 9/18	5	林業機械化センター	【森林総合監理士フォローアップ研修】
37	車両系木材伐出機械 (基礎) 2	車両系木材伐出機械等による安全な作業を推進するため、基本操作の実習等を通して、機械の特性や安全な作業方法及び作業システムに関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械の特性と安全対策 車両系木材伐出機械の安全な作業方法 車両系木材伐出機械の普及指導のポイント	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等	12	8	4	10/5 ~ 10/9	5	林業機械化センター	【森林総合監理士フォローアップ研修】
38	車両系木材伐出機械 (林業大学校等指導者)	車両系木材伐出機械等による安全かつ効率的な作業を推進するため、基本操作の実習、研修生相互の指導、ディスカッション等を通して、機械の特性、安全かつ効率的な作業方法、作業システム等に関する幅広い知識及び技術を習得させ、林業大学校・林業高校等において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械の安全かつ効率的な作業方法 車両系木材伐出機械作業に係る指導のポイント 林業大学校等の指導事例等	林業大学校・林業高校の教職員等 (「車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第6号の2、第6号の3及び第7号の2)」修了者)	12	12	0	8/17 ~ 8/21	5	林業機械化センター	
39	車両系木材伐出機械 (安全指導・前期)(講義)	車両系木材伐出機械等による安全かつ効率的な作業を推進するため、労働安全衛生規則に基づき安全衛生特別教育を必要とする車両系木材伐出機械等に関する知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械に関する基礎知識 車両系木材伐出機械による安全作業 関係法令等 車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第6号の2、第6号の3及び第7号の2)に係る学科教育	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等(「令和8年度車両系木材伐出機械(安全指導・後期)(実習)研修」の受講予定者に限る。)	24	16	8	7/22 ~ 7/24	3	林業機械化センター	オンライン
40	車両系木材伐出機械 (安全指導・後期)(実習) 1	車両系木材伐出機械等による安全かつ効率的な作業を推進するため、労働安全衛生規則に基づき安全衛生特別教育を必要とする車両系木材伐出機械等に関する知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械作業に関する知識及び技術 車両系木材伐出機械作業における安全対策 車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第6号の2、第6号の3及び第7号の2)に係る実技教育	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等(「令和8年度車両系木材伐出機械(安全指導・前期)(講義)研修」の修了者に限る。)	12	8	4	8/31 ~ 9/4	5	林業機械化センター	
41	車両系木材伐出機械 (安全指導・後期)(実習) 2	車両系木材伐出機械等による安全かつ効率的な作業を推進するため、労働安全衛生規則に基づき安全衛生特別教育を必要とする車両系木材伐出機械等に関する知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械作業に関する知識及び技術 車両系木材伐出機械作業における安全対策 車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第6号の2、第6号の3及び第7号の2)に係る実技教育	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等(「令和8年度車両系木材伐出機械(安全指導・前期)(講義)研修」の修了者に限る。)	12	8	4	9/28 ~ 10/2	5	林業機械化センター	
42	車両系木材伐出機械 (生産性)	車両系木材伐出機械等による安全かつ効率的な作業システムの定着を図るため、機械を用いた集材作業等に係る生産性の算出、改善点等の検討を通して、作業システムの選択に必要な知識を習得させ、各々の地域、現場において生産性向上に向けた普及指導ができる者を育成する。	生産性の把握に関する基礎知識 車両系木材伐出機械による効率的な作業方法の実践及び検討 生産性の算出・評価 ICTを活用した生産管理	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等	12	8	4	8/24 ~ 8/28	5	林業機械化センター	
43	森林作業道(基礎) 1	土砂流出や林地崩壊の防止及び継続的な利用を考慮した森林作業道の整備を推進するため、森林作業道作設に必要な基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	森林作業道の作設に必要な知識及び技術 森林作業道に関する試験研究成果 森林作業道に係る普及指導についての課題等 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第9号)	地方公共団体職員等	12	12	0	10/26 ~ 10/30	5	林業機械化センター	
44	森林作業道(基礎) 2	土砂流出や林地崩壊の防止及び継続的な利用を考慮した森林作業道の整備を推進するため、森林作業道作設に必要な基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	森林作業道の作設に必要な知識及び技術 森林作業道に関する試験研究成果 森林作業道に係る普及指導についての課題等 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第9号)	地方公共団体職員等	12	12	0	11/16 ~ 11/20	5	林業機械化センター	
45	森林作業道(調査設計)	土砂流出や林地崩壊の防止及び継続的な利用を考慮した森林作業道の整備を推進するため、図上設計及び現地踏査による検討を通して、安全かつ効果的な路線計画に必要な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	森林作業道の整備に必要な知識及び技術 森林作業道の調査設計に必要なポイント	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等	15	10	5	7/6 ~ 7/10	5	林業機械化センター	

番号	研修の名称	研修の必要性	主な内容	対象者	計画人員(人)			実施時期(月/日)	日数(日)	実施課等	備考
					計	民	国				
46	森林作業道(作設指導)	土砂流出や林地崩壊の防止及び継続的な利用を考慮した森林作業道の整備を推進するため、地形・地質等に応じた森林作業道作設及びその指導に必要な実践的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	森林作業道の作設に必要な知識及び技術 森林作業道の作設指導に必要なポイント 森林作業道の作設及び改修	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等(「小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第9号)」修了者、又は同程度の技能を有する者)	12	8	4	11/9 ~ 11/13	5	林業機械化センター	
47	集材架線	安全な林業架線作業を推進するため、安全な架設・撤去、集材機の運転操作、架線設計等に必要となる知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者を育成する。	集材架線に関する知識 集材架線の架設・撤去の方法 機械集材装置の運転の業務に係る安全衛生特別教育(労働安全衛生規則第36条第7号)	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等	15	10	5	5/26 ~ 6/5	11	林業機械化センター	【森林総合監理士フォローアップ研修】
48	林業機械体験	将来の森林・林業分野を担う人材の育成に資するため、森林・林業施策の動向等の知識を付与するとともに、車両系木材伐出機械等の操作体験を通して、森林施業と林業機械に対する理解を醸成する。	車両系木材伐出機械の体験学習 チェーンソーの体験学習 林野行政の役割と林業技術者への期待	森林・林業分野の技術者となることが見込まれる関係団体の構成員(学生)等	20	20	0	8/5 ~ 8/7	3	林業機械化センター	
49	木材産業・木材利用(基礎)	木材産業の振興と木材利用の実需拡大を図るため、木材の加工・流通、木造建築等に関する基礎知識及び木質バイオマスの多様な利用に関する知識を習得させ、地域の木材産業に係る課題等に対応するとともに地域の木材利用を推進できる者を育成する。	木材産業・木材利用の現状と課題 木材の加工・流通の基礎知識 木質バイオマスの多様な利用の現状と課題	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(初任者レベルの者)等	35	28	7	11/16 ~ 11/20	5	本所	
50	木材産業・木材利用(実践)	木材産業の振興と木材利用の実需拡大を図るため、木材の加工・流通、木造公共建築物及び木材輸出等に関する最新の動向、知識及び技術を習得させ、地域の木材産業に係る課題を解決できる者を育成する。	木材産業・木材利用の現状と課題 木材の加工・流通 木材利用の推進 木材輸出をめぐる最近の情勢及び輸出促進の戦略	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員(初任者レベルの者を除く。)、森林総合監理士等	30	23	7	1/18 ~ 1/22	5	本所	【森林総合監理士フォローアップ研修】
51	木材産業・木材利用(先進事例学習)	木材産業の振興と木材利用の実需拡大を図るため、CLT(直交集成板)、バイオマス発電等について、全国先進事例に関する講義や現地見学を通じて知見を習得させ、地域の木材産業等に係る課題を解決できる者を育成する。	木材の加工・流通に関する動向 木材のカスケード利用 木材市場、CLTの製造工場・建築物、バイオマス発電施設等の見学	地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等	28	21	7	10/5 ~ 10/9	5	本所	岡山県※ 【森林総合監理士フォローアップ研修】
52	公共建築物・都市の木造化推進	公共建築物等の木材利用促進を図るため、中大規模木造建築物の設計に当たっての制度、木材や木質建材の特性等についての知識及び木造建築の構造設計についての基礎的な技術を習得させ、中大規模木造建築物の構造設計及び発注等ができる者を育成する。	建築基準法の解説・木造技術の最近の動き 中大規模木造における木質系材料の知識	地方公共団体職員で公共建築物の構造設計及び発注等に関わる者、民間の設計関係者	24	24	0	12/2 ~ 12/4	3	本所	オンラインと集合のうちのオンライン
								12/8 ~ 12/10	3		オンラインと集合のうちの集合
53	市町村林務担当者	地域の森林・林業の中心的役割を担う市町村において、森林・林業の専門技術に精通した職員が少ないことから、森林・林業に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、林務担当業務を円滑に遂行できる職員を育成する。	市町村林務担当者に必要な森林・林業の基礎知識及び森林・林業施策 森林計画制度及び市町村森林整備計画の概要 森林経営管理制度 森林境界明確化	市町村林務担当職員(初任者レベルの者)等	94	94	0	8/25 ~ 8/27	3	本所	オンライン
54	地域林政アドバイザー	市町村の森林・林業行政の体制支援を図るため、市町村に係る最新事情を含む森林・林業施策全般に関する知識及び技術を習得させ、施策の企画立案や関係者への指導・助言ができる者を育成する。	市町村における森林・林業施策 森林計画制度、森林法令 森林経営、森林整備 森林情報の活用 地域林政アドバイザーの取組事例の紹介	地域における市町村林務行政のアドバイザーとなり得る者	54	47	7	2/16 ~ 2/19	4	本所	オンライン 地域林政アドバイザー活用推進要綱に定める林野庁が実施する研修
55	森林経営管理制度の実務	森林経営管理制度に関する事務を円滑に進めるため、意向調査の実施、経営管理権集積計画の作成、市町村森林経営管理事業の実施、民間事業者の選定、経営管理実施権配分計画の作成及び、令和8年4月から施行される改正法に基づく、集約化構想の作成、権利集積配分一括計画の作成等、多岐にわたる事務を遂行する上で必要な知識及び技術を習得させ、森林経営管理制度を適切かつ円滑に運用できる者を育成する。また、森林管理経営制度に係る市町村の事務等についての知識を習得させ、効果的に技術的支援を行える者を育成する。	森林経営管理制度の概要 森林経営管理制度に係る市町村の事務 市町村が主体となった森林の経営管理の集積・集約事例	市町村林務担当職員等(地域林政アドバイザー等の市町村に雇用されて森林経営管理制度に係る業務に従事する者や都道府県職員を含む。)、森林管理局・署等職員	100	90	10	7/8 ~ 7/9	2	本所	オンライン
56	総合職新採用	職場適応能力を付与するため、林野庁職員としての在り方、森林・林業政策に関する基礎知識等を習得させる。	林野庁職員としての心構え 森林・林業・木材産業の現状 業務遂行に必要な能力 森林管理、木材利用の取組	令和8年度国家公務員総合職採用職員	20	0	20	4/13 ~ 4/17	5	本所	
57	一般職(大卒程度)新採用 1	職場適応能力を付与するため、林野庁職員としての在り方、森林・林業行政に関する基礎知識等を習得させる。	林野庁職員としての心構え 森林・林業・木材産業の現状 業務遂行に必要な能力 公務員としての規範	令和8年度国家公務員一般職(大卒程度)採用職員	48	0	48	4/6 ~ 4/8	3	本所	
58	一般職(大卒程度)新採用 2	職場適応能力を付与するため、林野庁職員としての在り方、森林・林業行政に関する基礎知識等を習得させる。	林野庁職員としての心構え 森林・林業・木材産業の現状 業務遂行に必要な能力 公務員としての規範	令和8年度国家公務員一般職(大卒程度)採用職員	48	0	48	4/8 ~ 4/10	3	本所	
59	一般職(高卒者)新採用	職場適応能力を付与するため、林野庁職員としての在り方、森林・林業行政に関する基礎知識等を習得させる。	林野庁職員としての心構え 森林・林業・木材産業の現状 業務遂行に必要な能力 公務員としての規範	令和8年度国家公務員一般職(高卒者)採用職員	46	0	46	4/21 ~ 4/23	3	本所	
60	研修企画運営実務(先進事例学習)	人材育成の重要性が高まる中、各施策を現場のニーズに応じて実行し得る技術力を持った人材を各地域において育成していくため、林業大学校における教育企画運営など、人材育成の全国先進事例を学習することで実践的な知識及び技術を習得させ、人材育成の実務が遂行できる者を育成する。	技術者育成の教育企画運営手法 林業大学校等の企画運営 学生募集・就職等学生指導実務	地方公共団体職員、林野庁・森林管理局・署等の研修実務・人材育成の担当者、林業大学校・林業高校の教職員等	30	23	7	8/4 ~ 8/7	4	本所	岐阜県※

番号	研修の名称	研修の必要性	主な内容	対象者	計画人員(人)			実施時期 (月/日)	日数 (日)	実施課等	備考
					計	民	国				
61	スマート林業普及教職員等育成	林業の成長産業化に向けて、ICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産等を可能とする「スマート林業」を推進するため、実用化や実装化に至ったICT等を活用した先進的技術に関する知識を習得させ、次代の担い手となる高校生や大学在校生に教育等を行える教職員等を育成する。	森林・林業等の現状(森林・林業等に関する普及教育を含む。) スマート林業概論 ICT等を活用した先進的技術の普及	林業高校・林業大学の教職員、林業技術研修教育機関の職員等	30	30	0	7/29 ~ 7/30	2	本所	オンライン
62	署長	管理監督職員としての責務について認識させるとともに、国有林野の管理経営の基本理念及び対外的危機管理等に必要な実践的能力を習得させ、国有林野の管理経営の適切な遂行に必要な管理指導能力、判断力をもった者を育成する。	国有林野及び地域の森林の管理経営 内部組織の管理能力の向上 外部対応能力の向上	森林管理署長の職(これと同等と認められる職を含む。) に初めて任用された職員	20	0	20	7/21 ~ 7/23	3	本所	
63	新任管理者	管理職員としての責務について認識させるとともに、適切な部下のマネジメントや指導に必要な知識を習得させ、管理指導能力をもった者を育成する。	管理職員としての責務 内部組織の管理能力向上	森林管理署等の新任の総括事務管理官、その他森林管理局が推薦する管理職員等	50	0	50	5/26 ~ 5/28	3	本所	オンライン
64	行政能力向上(前期)	地域の様々な諸課題に対応する人材を育成するため、森林・林業施策に関する企画力やコミュニケーション・プレゼンテーション技術、民有林施策等の基礎的な知識及び技術を習得させ、地域の森林・林業行政に貢献できる者を育成する。	森林・林業・木材産業施策の動向 職員の連帯感の醸成、エンゲージメント向上 コミュニケーション、プレゼンテーション技法等の演習 企画力演習	林野庁及び森林管理局・署等職員(森林官等の役付となるまでの期間において、林野庁本庁や現配置局と異なる局等での勤務を経験するよう計画的に人事配置された者)	14	0	14	6/8 ~ 6/12	5	本所	
65	行政能力向上(後期)	森林・林業行政に係る最新の動向を習得させるとともに、行政能力向上(前期)研修以降の業務成果をまとめ・発表させることにより、地域の森林・林業行政に貢献できる者を育成する。	森林・林業・木材産業施策の動向等 ファンリテーション技法等の演習 業務成果(課題研究)発表	林野庁及び森林管理局・署等職員(森林官等の役付となるまでの期間において、林野庁本庁や現配置局と異なる局等での勤務を経験するよう計画的に人事配置された4年度目の者等)	13	0	13	1/25 ~ 1/29	5	本所	
66	発注者綱紀保持	発注者綱紀保持の一層の定着を図るとともに、発注事務の公正、透明かつ適切な実施に関する理解を深めるため、綱紀保持に関する基礎・応用知識、発注関係法令、入札制度等に関する知識を習得させ、指導できる者を育成する。	入札制度、談合問題、経済法等 コンプライアンス、リスクマネジメント	森林管理局・署等の契約発注担当職員等	28	0	28	1/13 ~ 1/14	2	本所	オンライン
67	健康安全管理	職員の健康・安全管理に関する指導能力の向上を図るため、健康安全管理体制の強化、職場における健康安全管理等の指導に必要な幅広い情報・知識及び指導手法等を習得させ、現場で指導できる者を育成する。	健康安全管理体制の強化 健康安全管理指導能力の向上	森林管理局の安全衛生係長、局・署等の健康・安全衛生管理担当者、健康及び安全管理に関する実務的指導の担当職員(業務担当経験年数がおおむね2年以下の者)等	21	0	21	5/13 ~ 5/15	3	本所	オンライン
68	木材安定供給 (生産・販売・樹木採取権制度)	国有林材を川下へ安定的に供給するため、木材産業の現状と課題、木材の加工・流通に関する知識を習得させるとともに、低コストかつ効率的な素材生産を推進するための作業システム、森林作業道の選定等や請負現場での管理監督上の留意点等の実務的な知識及び技術を習得させ、市場の需要動向に即応した素材生産、販売を執行できる技術者を育成する。	政策としての生産・販売事業 木材の加工・流通と販売 国有林材における安定供給等の取組 樹木採取権制度の概要	森林管理局・署等の収穫・生産・販売担当職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者)等	21	0	21	6/29 ~ 7/3	5	本所	
69	森林情報の取得・利活用(講義)	事務・業務の効率的な実施を推進するため、無人航空機(UAV)・森林GISに係る活用・運用管理についての知識及び技術を習得させ、森林情報を効果的に利活用できる技術者を育成する。	森林情報の効果的な利活用 無人航空機(UAV)の利活用 森林GIS(国有林GIS、QGIS)の利活用	森林管理局・署等職員(初任者レベルの者を含む。)	35	0	35	12/8 ~ 12/10	3	本所	オンライン
70	森林情報の取得・利活用(実習)	事務・業務の効率的な実施を推進するため、無人航空機(UAV)・森林GISに係る操作実習等により、実用的な活用・運用管理についての知識及び技術を習得させ、森林情報を効果的に利活用できる技術者を育成する。	無人航空機(UAV)に係る実習(点検、オルソ化の実習) 森林GIS(QGIS)の操作実習	森林管理局・署等職員(森林情報の取得・利活用(講義)研修を修了した者、又は森林情報の取得・利活用(講義)研修修了者と同等の知識を有する者)	14	0	14	1/19 ~ 1/22	4	本所	
71	国有林野管理等の実務	国有林野の管理・処分、貸付・使用の円滑化と評価事務の適正な遂行を図るため、国有林野の活用等に関する専門的な知識を習得させ、国有林野の管理業務全般を行える者を育成する。	国有林野の管理・処分業務の概要及び実務 国有林野の鑑定業務の実務等 国有林野の利活用業務の実務	森林管理局・署等職員(局鑑定官及び署の財産管理、計画処分及び貸付担当職員等)	21	0	21	9/7 ~ 9/11	5	本所	
72	通信研修(国有林野管理等)	国有林野管理等に関する基礎的な知識等を習得させ、国有林野管理等業務を適切に遂行できる者を育成する。	国有財産制度、国有林野管理に関する基礎知識 分収林制度に関する基礎知識 国有林野等貸付・使用等に関する基礎知識 林野・土地の利活用に関する基礎知識 森林空間総合利用に関する基礎知識	森林管理局・署等職員	30	0	30	6/1 ~ 2/26	9か月	本所	
73	通信研修(治山・林道)	治山・林道に関する基礎的な知識等を習得させ、国有林野事業における治山・林道(林業専用道を含む。)関係業務を適切に遂行できる者を育成する。	治山に関する基礎知識 林道に関する基礎知識	森林管理局・署等職員	40	0	40	6/1 ~ 2/26	9か月	本所	
本所計					2,152	1,372	780		230		計画日数は通信研修を除く。
林業機械化センター計					254	188	66		97		
森林技術総合研修所合計					2,406	1,560	846		327		計画日数は通信研修を除く。

コース数
 本所計 54
 林業機械化センター計 19
 森林技術総合研修所合計 73

備考欄について
 ※ 政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)に基づき、山梨、岐阜、岡山の各県内で実施する研修